

泉州経営協会 静社労士事務所便り

年次有給休暇取得率の推移

半袖の人もちらほら見られた 11 月初旬でしたが、中旬からは薄手のコートが必要なほど急激に寒くなりましたね。体調管理にご留意ください。さて、今回は、年次有給休暇取得率の推移について紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆年次有給休暇

年次有給休暇は、雇い入れ日から6か月経過し、その期間の全労働日の8割以上出勤しますと、10日付与されます。以降は下表のとおり、継続勤務年数に応じた日数が付与されます。

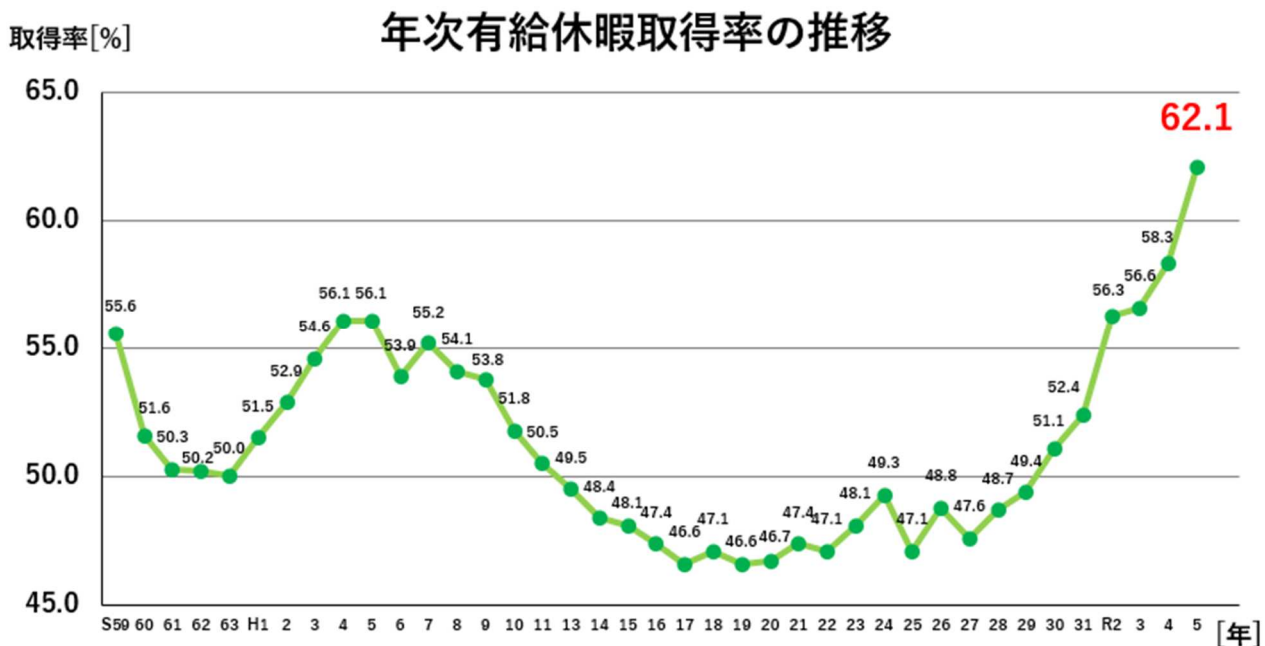
継続勤務年数[年]	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数[日]	10	11	12	14	16	18	20

また、週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者については、労働日数に応じた年次有給休暇が比例付与されます。

◆年次有給休暇取得率の推移

2019年4月から、年次有給休暇が10日以上付与された人については、付与日から1年以内に5日時季を指定して取得することになりました。これにより、年次有給休暇取得の促進が期待されました。

10月末、厚生労働省が発表した2023年就労条件総合調査によると、**年次有給休暇の取得率は、昭和59年以降過去最高の62.1%**になりました。各年の年次有給休暇取得率の推移は下表をご参照ください。



年次有給休暇を取得できる労働環境化が進み、こうした取組が社員の採用や定着率につながっていくと思われます。

厚生労働省：令和5年就労条件総合調査 結果の概況

<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/23/index.html>>